

I 2016（平成 28）年度「短期大学認証評価」の結果について

(1) 大学基準協会の短期大学認証評価

本協会の短期大学認証評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人 大学基準協会定款第3条）ことを目的として行われます。より具体的には、

- ① 各短期大学が個性、特徴を発揮し多様な発展を遂げることができるよう、短期大学の改善・改革を側面から支援する。
- ② 認証評価をとおして、各短期大学の教育・研究の質を社会に対し保証する。

特に、社会に対して保証する「短期大学の質」については、当該短期大学が自身の掲げる理念や目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムが機能していることの2点を重視しています。

このため、いくつかの問題が認められるときには、短期大学基準に適合していると認定するものの、その適合認定の期間に制限を設けて「短期大学基準」に適合している（以下「期限付適合」という。）と判定し、その後の改善努力と成果を確認する場合があります。

短期大学認証評価における期限付適合の期間は3年間とし、その間のいずれかの年度に、期限付適合の原因となった事項について再評価を受けることが必要です。本協会は、当該問題事項の改善状況を評価し、短期大学基準への適合について改めて判定を行います。

また、「短期大学基準」に適合していない（以下「不適合」という。）との判定となった場合、翌年度または翌々年度のいずれかの年度に、不適合の原因となった事項について追評価を申請することができます。

なお、本協会が2007（平成19）年に「認証評価機関」として文部科学大臣に認証されたことにより、本協会の短期大学認証評価を受けた短期大学は、学校教育法に基づく「認証評価」を受けたこととなります。

(2) 短期大学認証評価の組織体制

2016（平成28）年度の短期大学認証評価においては、申請短期大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な審査・評価活動を行いました。

まず、「短期大学認証評価」の中心となる短期大学評価委員会（委員15名）の下に、3の短期大学評価分科会と1の短期大学財務評価分科会を設置しました。

短期大学評価委員会は、全国の短期大学から推薦された候補者の中から理事会が選出した委員12名、理事会指名による外部有識者3名によって構成されています。

短期大学評価分科会は、各短期大学の財務を除く諸活動全体を評価することを目的とし、1短期大学につき1つ設置されています。構成は主査と短期大学の規模・学科数などに応じた4人～5人の委員からなっています。

短期大学財務評価分科会（主査・委員あわせて4名）では、財務評価の指標や方法の検討を行うとともに、実際の財務評価を担いました。

したがって、2016（平成28）年度の短期大学認証評価は、延べ33名の委員がかかわっ

て行ったこととなります（短期大学認証評価の組織体制については【資料1】、短期大学評価委員会および各分科会の名簿については【資料2】参照）。

（3）2016（平成28）年度 短期大学認証評価への申請短期大学

（公立） 大分県立芸術文化短期大学

（公立） 岐阜市立女子短期大学

（公立） 静岡県立大学短期大学部

（短期大学名五十音順）

（4）短期大学認証評価の経過

① 書面による評価

上記分科会にかかわる主査・委員は、評価者研修セミナーに参加した後、各短期大学の自己点検・評価の結果としてとりまとめた点検・評価報告書および短期大学基礎データその他根拠資料をもとに自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各短期大学評価分科会では、各委員の評価所見をもとに主査あるいは委員が分担執筆した短期大学評価分科会報告書（原案）をもとに書面による評価を行い、その結果を主査あるいは委員が分担執筆して短期大学評価分科会報告書（案）として取りまとめました。

② 短期大学認証評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に短期大学認証評価申請のあった5短期大学のすべてに対して実地調査を実施しました。

実地調査の目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確さを期すことにあります。具体的には、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、短期大学全体での意見交換に加え、教職員個別の意見交換の時間を設け、短期大学と評価者間での十分なディスカッションを行いました。また、書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。さらに、各分科会の短期大学評価分科会報告書（案）をあらかじめ当該短期大学に提示し、実地調査の際に同案の記載内容についての確認の機会を設けました。あわせて学生インタビューや授業参観も行い、実地調査の実効性を高めることに努めました。

③ 短期大学評価委員会における評価結果（案）の作成

実地調査等の結果を反映させようとして提出された各分科会の短期大学評価分科会報告書（最終版）をもとに、短期大学評価委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を当該短期大学に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った短期大学は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、短期大学認証評価申請3短

短期大学すべてから意見申立がなされました。短期大学評価委員会では、申請短期大学から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の適否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

④ 理事会による評価結果の承認

短期大学評価委員会が作成した評価結果（案）については、2017（平成 29）年 2 月 21 日開催の理事会に諮りました。その結果、2016（平成 28）年度に短期大学認証評価を申請した 3 短期大学すべての短期大学の評価結果について承認を得、本年度の短期大学認証評価が終了しました。

なお、2016（平成 28）年度に短期大学認証評価を受けた短期大学の評価結果の詳細内容については、「Ⅱ 各申請短期大学に対する評価結果」をご参照ください。

（5）短期大学認証評価結果の概要

① 短期大学認証評価の結果、短期大学基準への適合認定を行った短期大学

2016（平成 28）年度に短期大学認証評価を申請した 3 短期大学について、短期大学基準に適合していると認定しました。

（公立） 大分県立芸術文化短期大学

（公立） 岐阜市立女子短期大学

（公立） 静岡県立大学短期大学部

（短期大学名五十音順）

② 短期大学基準への適合認定を行った短期大学に対する提言

以上の 3 短期大学には、それぞれの一層の改善充実のため、本協会として「長所として特記すべき事項」、「改善勧告」、「努力課題」等の提言を付しています。

「長所として特記すべき事項」を付した短期大学は 2 短期大学、「努力課題」を付した短期大学は 3 短期大学で、「改善勧告」を付した短期大学はありませんでした。各指摘は、それぞれの短期大学からの申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立等による当該短期大学からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

「改善勧告」や「努力課題」を付された短期大学は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として 2020（平成 32）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

（6）改善報告書について

前述のとおり、本協会では、短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合している旨の認定を受けた短期大学に対して、必要に応じて「長所として特記すべき事項」、「改善勧

告」、「努力課題」を付しています。「改善勧告」を付された短期大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「努力課題」を付された短期大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「改善勧告」もしくは「努力課題」が付された短期大学は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この改善報告書の制度は、本協会の短期大学認証評価の特色のひとつであり、改善報告書の評価を通じて、短期大学の改善・改革を継続的に支援するための重要なシステムです。

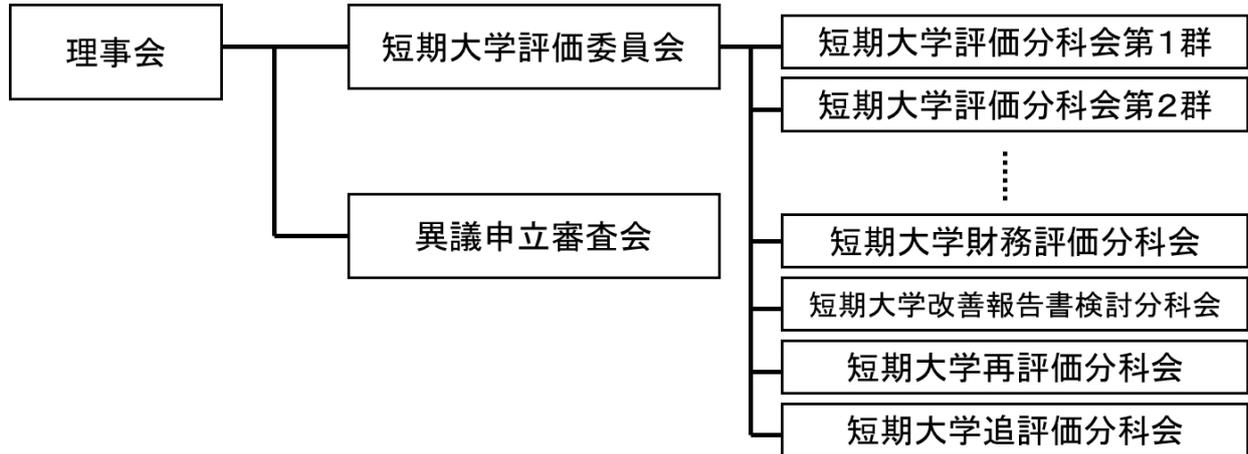
(7) 大学基準協会の評価の充実に向けて

大学および短期大学の第三者評価の必要性が指摘される中、2004（平成 16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い第三者評価機関として中心的な役割を果たすべく、短期大学認証評価システムの改善・充実に取り組んでいます。とりわけ、2013（平成 25）年度から、これまでの「自己点検・評価の実施」から、短期大学自ら質を保証し、向上させるための継続的な努力とそれを社会一般に対していかに説明・証明しているのか、という「内部質保証システム」の構築と有効性を重視した新たな評価システムへと移行しました。また、評価基準の体系化、書面評価の方法や実地調査の充実をはじめとする評価プロセスについても見直し、改善を図るとともに、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える短期大学認証評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援いただきますようお願いいたします。

資 料 編

短期大学認証評価組織体制図



平成28年度 短期大学認証評価関係委員会等 名簿

(平成29年2月21日現在)

平成28年度 短期大学評価委員会名簿

役名	氏名	所属
委員長	馬場重行	山形県立米沢女子短期大学
副委員長	窪田和美	龍谷大学短期大学部
委員	安達雅彦	新見公立短期大学
委員	雨宮照雄	元三重短期大学
委員	安藤達彦	東京農業大学短期大学部
委員	漁田俊子	静岡県立大学短期大学部
委員	石橋敬太郎	岩手県立大学盛岡短期大学部
委員	小野賢太郎	武庫川女子大学短期大学部
委員	高橋美岐子	日本赤十字秋田短期大学
委員	竹森正孝	元岐阜市立女子短期大学
委員	原茂	株式会社進研ア Between 編集部
委員	松本香	公認会計士松本香事務所
委員	美田誠二	川崎市立看護短期大学
委員	山田賢治	日本大学短期大学部
委員	山本和彦	千葉県立船橋高等学校

平成28年度 短期大学評価委員会 短期大学評価分科会名簿

短期大学評価分科会第1群

役名	氏名	所属
主査	竹 森 正 孝	元 岐 阜 市 立 女 子 短 期 大 学
委員	岡 崎 順 子	元 岡 山 県 立 大 学
委員	清 水 浩	山 形 県 立 米 沢 女 子 短 期 大 学
委員	清 水 道 夫	長 野 県 短 期 大 学
委員	高 田 美 恵 子	華 頂 短 期 大 学

短期大学評価分科会第2群

役名	氏名	所属
主査	石 橋 敬 太 郎	岩 手 県 立 大 学 盛 岡 短 期 大 学 部
委員	小 野 賢 太 郎	武 庫 川 女 子 大 学 短 期 大 学 部
委員	杉 山 英 子	長 野 県 短 期 大 学
委員	鈴 木 慎 一	大 分 県 立 芸 術 文 化 短 期 大 学
委員	明 津 雅 也	三 重 短 期 大 学

短期大学評価分科会第3群

役名	氏名	所属
主査	美 田 誠 二	川 崎 市 立 看 護 短 期 大 学
委員	小 出 龍 郎	愛 知 学 院 大 学 短 期 大 学 部
委員	高 橋 美 岐 子	日 本 赤 十 字 秋 田 短 期 大 学
委員	神 崎 大 介	大 分 県 立 芸 術 文 化 短 期 大 学

平成28年度 短期大学評価委員会 短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏名	所属
主査	雨 宮 照 雄	元 三 重 短 期 大 学
委員	大 日 方 清 剛	学 校 法 人 上 智 学 院
委員	永 岩 尊 暢	大 月 短 期 大 学
委員	松 本 安 司	岩 手 県 立 大 学 宮 古 短 期 大 学 部

【資料3】

平成 28 年度 短期大学認証評価のスケジュール

2016（平成 28）年度 短期大学認証評価は以下の手順でとり行った。

2016 年	1 月 15 日	申請短期大学より短期大学認証評価申請書の提出
	3 月 9 日	第 32 回短期大学評価委員会の開催（平成 28 年度短期大学認証評価に関する検討）
	4 月 1 日	申請短期大学より短期大学認証評価関連資料の提出
	5 月下旬	評価者研修セミナーの開催（平成 28 年度の評価の概要および主査・委員が行う作業の説明）
	6 月 7 日	第 1 回短期大学財務評価分科会の開催
	5 月下旬 ～ 7 月上旬	主査および委員による申請短期大学に対する評価所見の作成 短期大学評価各分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	7 月下旬 ～ 8 月	短期大学評価各分科会の開催（分科会報告書（案）の作成）
	8 月 19 日	第 2 回短期大学財務評価分科会の開催（分科会報告書（案）の作成）
	10 月	各申請短期大学に対する実地調査の実施、その後、分科会報告書の完成
	12 月 2 日	第 33 回短期大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員会案）の検討）
	12 月 19 日	「評価結果」（委員会案）の申請短期大学への送付
2017 年	2 月 9 日	第 34 回短期大学評価委員会の開催（短期大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2 月 21 日	第 507 回理事会の開催（「評価結果」（最終案）の承認）